

4. イタリアにおけるインターネットカフェ関連法令

4.1 イタリアにおけるインターネットカフェの現状

イタリアの人口は約 5,809 万人³⁸、インターネットユーザー数が 2,800 万人³⁹、インターネット普及率は 48.2%となっている。また、パソコンの普及状況は 54.2%⁴⁰である。

イタリアの町にはインターネットカフェ⁴¹が多数あり、料金は 1 時間当たり 4~6 ユーロ程度で利用できる。無料のアクセスポイントは少ないが、ローマやフィレンツェでは無線 WiFi を導入しているカフェが増えており、ノートパソコンを持ち込んでカフェを注文すれば、接続料なしでインターネットに接続が可能な店もある。

4.2 インターネットカフェ関連法制の実態

4.2.1 インターネットカフェの利用に際して本人確認を義務付ける法規

2005 年 7 月に「国際テロリズム防止のための緊急対策に関する法律」(以下、「テロ対策新法」と言う)が制定され、インターネットカフェにてインターネットを利用する際には、身分証明書の提示が義務付けられた。インターネットカフェに限らず、インターネット、電話、FAX 等の通信可能な端末を公衆に提供する事業者及び個人は、利用者の身分証明書のコピーを取得し保存せねばならず、警察署長への許可申請も必要となった。また、顧客が利用したパソコンの ID や通信開始時刻、通信終了時刻についても記録し保存しなければならない。

4.2.2 犯罪捜査を目的とした情報通信手段の監視等に関する法規

イタリアのテロ対策新法は、2005 年 7 月 7 日のロンドン同時爆破テロの直後に可決され、テロの恐れがある場合には検察官の承認があれば情報機関の通信傍受が認められることになった。犯行声明を出した「欧州の聖戦アル・カーイダ秘密組織」が、イラクへ駐留軍を派遣しているイタリアとデンマークを「次の標的」と名指ししたためである。イタリア政府は、同時テロの翌 8 日、空港をはじめとする主要交通施設や 2006 年トリノ冬季五輪の関連施設など 1 万か所以上を対象に警備体制を強化するなどのテロ対策に乗り出した⁴²。

また、2005 年 9 月 21 日には欧州委員会が、テロ対策目的での通信事業者による通信記録の保持 (Data Retention) を義務付ける EU 指令案をまとめた。同案は、電気通信または通信ネットワークを提供する事業者に対し、固定電話や携帯電話の通信記録は 1 年間、インターネット通信記録は半年間の保持を義務付ける等の内容となっており、欧州委員会は、司法当局が重大犯罪やテロについて捜査を行う際に、通信記録は重要な手掛かりにな

³⁸ 2005 年の推計値。(財)日本 ITU 協会『ワールド ICT ビジュアルデータブック 2007』2007 年 7 月。

³⁹ 2005 年の推計値。(財)日本 ITU 協会『ワールド ICT ビジュアルデータブック 2007』2007 年 7 月。

⁴⁰ 2005 年の推計値。「パソコンの普及状況」とは、その国の人口 100 人あたりのパソコン台数のこと。(財)日本 ITU 協会『ワールド ICT ビジュアルデータブック 2007』2007 年 7 月。

⁴¹ イタリアではインターネットカフェは「Cibercafe」と呼ばれる。

⁴² 「イタリアとデンマーク、テロ対策強化...次と名指しされ」読売新聞、2005 年 7 月 9 日 (http://www.yomiuri.co.jp/features/london/200507/ld20050709_43.htm)

るとの考えを示した⁴³。

同案は修正の上、2005年12月19日で欧州議会にて可決、2006年2月22日に欧州閣僚理事会で承認され、3月15日に「EU指令2006/24/EC」⁴⁴として公示された。EU加盟各国は、18か月以内に指令内容の実施に必要な措置を講ずるよう求められることとなった。同指令によれば、ISP等の通信事業者は、法人・自然人の通信・位置データ（ネットワーク参加者や登録者に関するデータも含む）の保持義務を負う。保持項目は、発信者、通信年月日・時刻、通信手段、接続時間などであり、プライバシーを守るため通信データの内容の保持は求められていない。保持されたデータは、各国の国内法で定める重大犯罪につながる特定の事例において、管轄国家機関による調査、捜査、訴追を目的とした利用が可能である⁴⁵。

4.3 インターネットカフェ関連法令条文

(1) 「国際テロリズム防止のための緊急対策に関する2005年7月27日付暫定措置令第144号」⁴⁶

関連する条項の抜粋訳

「国際テロリズム防止のための緊急対策に関する2005年7月27日付暫定措置令第144号」

(中略)

第7条 電話及びインターネットの公共営業所に関する行政規則の補足

1. 本令を法律化する法律の発効日より15日目から2007年12月31日までは、通信（データ通信を含む）に利用しうる端末装置を一般人、顧客または会員に提供する公共営業所またはあらゆる種類の民間サークルを開設することを希望する者は、警察署長に許可を申請せねばならない。音声通話専用の有料公衆電話施設のみ場合は、許可は必要ない。

2. 第1項に掲げる事業活動をすでに実施している者については、本令発効日より60日以内に許可を申請せねばならない。

⁴³ 「欧州委員会、通信記録保存規定の提案まとめる」ITmedia ニュース、2005年9月22日（<http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0509/22/news009.html>）。

⁴⁴ 正式名称は、"DIRECTIVE 2006/24/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 15 March 2006 on the retention of data generated or processed in connection with the provision of publicly available electronic communications services or of public communications networks and amending Directive 2002/58/EC"

⁴⁵ 詳しくは、欧州連合理事会（閣僚理事会）司法内務委員会資料（<http://register.consilium.eu.int/pdf/en/05/st03/st03677.en05.pdf>）を参照のこと。

⁴⁶ 2005年7月31日付法律第155号により、修正を加えて法律化がなされた。以下の訳文は、この法律第155号による修正が反映された条文の訳である。以下、法律第155条により法律化した法令（「国際テロリズム防止のための緊急対策に関する法律」）を「テロ対策新法」と言う。

3. 申請書の提出より 60 日を経過した場合には、許可は交付されたものとみなす。1931 年 6 月 18 日付勅令第 773 号に掲げる公安関係法規集の第 I 編第 III 章及び第 IV 章ならびに第 III 編第 II 章の諸規定、更には、公共営業所に供する場所の監視に関する現行諸規定を可能な範囲で適用する。ただし、2003 年 8 月 1 日付立法令第 259 号の諸規定及び地方自治体の関連権限は引き続き有効とする。

4. 個人データ保護保証人の見解を聞き、通信大臣及び技術革新大臣の同意を得て、本令を法律化する法律の発効日より 15 日以内に採択されるべき内務省令により、2003 年 6 月 30 日付立法令第 196 号の第 122 条第 1 項及び第 123 条第 3 項で定める規定の例外としての場合も含め、第 1 項に掲げる事業活動を展開する営業所の所有者または経営者が利用者の操作の監視及び関係データの保管のために順守すべき措置を定め、データ通信のための、監視なし (non vigilate) の公共営業所、または、無線技術を利用したインターネット・アクセス・ポイントを利用する者の身分証明書に記された戸籍データを事前に取得する措置を定める。

5. 刑事訴訟法及び 2003 年 6 月 30 日付立法令第 196 号で定めるデータ・アクセス方法にかかわらず、第 4 項に掲げる内務省令の順守状況の監視及び関連データへのアクセスについては、郵便警察業務及び通信業務を統轄する内務省の機関が行う。

(2) テロ対策新法第 7 条の下位法令 (内務省令)

法令の全文訳

2005 年 8 月 16 日付内務省令 (2005 年 8 月 17 日付官報 190 号)

「2005 年 7 月 27 日付暫定措置令第 144 号(修正を加えて、2005 年 7 月 31 日付法律第 155 号により法律化)第 7 条の第 4 項に基づく、データ通信のための、監視なしの公共営業所、または、無線技術を利用したインターネット・アクセス・ポイントを利用する者の戸籍データを事前に取得する措置」

公布機関：内務省

内容：情報処理、データ通信

前 文

内務大臣は、

通信大臣及び革新・技術大臣の同意を得て、

2005 年 7 月 27 日付暫定措置令第 144 号 (修正を加えて、2005 年 7 月 31 日付法律第 155 号により法律化) に準拠し、

個人データ保護法に関する 2003 年 6 月 30 日付立法令第 196 号に準拠し、

通信法に関する 2003 年 8 月 1 日付立法令第 259 号に準拠し、
1931 年 6 月 18 日付勅令第 773 号により承認された公安関係法規集、特に、第 16 条及び第 17 条に準拠し、
2005 年 7 月 27 日付暫定措置令第 144 号第 7 条の第 4 項に掲げる省令を採択しなければならず、そのために、固定電話及び携帯電話の利用者の身分確認及びデータ通信の追跡に関する現行法令で定める措置に適合した措置を定めるものと判断し、
個人データ保護保証人の見解を聞き、
以下の通り、命令する：

第 1 条：所有者及び経営者の義務

1．通信（データ通信を含む）に利用可能な端末装置（音声通話専用の有料公衆電話は除く）を一般人、顧客または会員に提供する公共営業所またはあらゆる種類の民間サークルの所有者または経営者は：

- a) b)に掲げる方法で、事前に身分確認が行われていない者が端末装置にアクセスすることを防止するために必要な物理的手段または技術的手段を採用しなければならない。
- b) 身分証明書に記載された戸籍データ、ならびに、利用者から提出された書類の種類、番号及び写しを取得し、当該アクセス前に、または、アクセス信任状交付前に、電話サービス及びデータ通信サービスにアクセスする者の身分確認を行わなければならない。
- c) 事業活動の監視に必要な第 2 条に掲げる方策を採用しなければならない。
- d) a)及び b)に掲げる条件を含み、提供端末の使用条件を一般人に通知しなければならない（外国語による場合も含む）。
- e) データ通信による場合も含み、求めがあれば、b)及び c)に基づき取得したデータ（通信内容は除く）を、郵便警察業務及び通信業務を統轄する内務省の機関である郵便警察・通信局に提供し、刑事訴訟法にしたがって、司法当局及び司法警察にも提供しなければならない。
- f) 取得したデータを適正に処理し、2007 年 12 月 31 日まで保管しなければならない。

2．第 1 項 e)に掲げる郵便警察・通信局によるアクセスは、現行法にしたがって、司法当局から事前に許可を得て行われる場合に限り、データ通信のデータも対象とすることができる。

3．複数使用アクセス信任状を利用して、複数のアクセスを許可する定期契約、またはその他の提供形式により端末及び関係のデータ通信サービスにアクセスする場合には、第 1 項の b)に掲げる身分確認作業は、複数使用信任状を交付する前に 1 回だけ行われる。営業所またはサークルの経営者または所有者は、いずれにせよ、他の利用者に交付したアクセス信任状が利用されないよう監視しなければならない。

4．第 1 項の b)及び c)に基づき取得したデータは、情報システムにより収集し、保管される。一般人に提供する端末装置が 3 機以下の営業所またはサークルの場合は、ページに事

前にナンバリングし、現地の公安当局の認証を受けたしるべき紙の記録に当該データを記録することができる。当該記録簿には、利用者向けの装置 ID 及び装置利用の開始時刻、終了時刻も記録する。

第 2 条：事業活動の監視

1. 第 1 条に掲げる者は、利用者が使用した端末のみを対象とした通信の日時及び利用サービスの種類に関するデータ（いずれにせよ、通信内容は除く）を保存し、維持するのに必要な方策を採用する。

2. 同者は、許可を受けない者が改変したり、アクセスしたりできない方法で、2005 年 7 月 27 日付暫定措置令第 144 号（修正を加えて、2005 年 7 月 31 日付法律第 155 号により法律化）第 7 条の第 1 項に記された期間、登録データを維持するために必要な方策を採用する。ただし、2003 年 6 月 30 日付立法令第 196 号第 132 条の第 1 項及び第 2 項で定める期限を超えて保管されたデータは、同暫定措置令の目的に限って利用することができる。

第 3 条：監視なし（non vigilate）の営業所からのデータ通信網へのアクセス

1. 第 1 条の諸規定（第 1 項の c）に掲げる規定は除く）は、データ通信に利用可能な端末装置の供給業者に対しても適用される。ただし、監視なしのエリア内に設置された音声通話専用の有料公衆電話は除く。その場合、定期契約（有料または無料のアクセス信任状による場合も含む）の有効期間は、最後の身分確認作業日から 12 ヶ月間までとする。

2. 第 1 項の規定の例外として、研究所、大学、その他教育機関の通学・通勤者のみが同施設内に設置された端末のために利用可能な複数使用アクセス信任状については、12 ヶ月超の利用期間を認めることができる。いずれにせよ、期間は、5 年までとする。

第 4 条：無線技術を利用するデータ通信網へのアクセス

1. 一般人が利用できるエリア内で無線技術を利用するデータ通信網へのアクセスを提供する者は、利用者の身分確認ができない端末装置の使用または第 1 条に掲げる方法で身分確認が行われていない利用者による使用を防止するために必要な物理的手段または技術的手段を採用しなければならない。

第 5 条：除外対象

1. 本令の諸規定は、下記に対しては、適用しない：

- a) デモンストレーション要員の直接の監視の下で行われる試用活動のための端末装置またはその他電子製品の小売業者。
- b) ファックス・サービスの提供。パケット通信技術（voip）を利用する場合は除く。
- c) 2003 年 8 月 1 日付立法令第 259 号第 55 条に基づき、交付された携帯電話網で機能している SIM/USIM を利用する装置を通じてのデータ通信網へのアクセス。

本令は、イタリア共和国官報で公示するものとする。

2005年8月16日ローマ

内務大臣

ピサヌ

通信大臣

ランドルフィ

革新・技術大臣

スタンカ